

令和6年度

介護予防保健指導員（管理栄養士）
（会計年度任用職員）募集要項

受付期間

令和7年1月15日（水）から採用予定人数に達するまで

鹿児島市健康福祉局保健部東部保健センター

鹿児島市健康福祉局保健部東部保健センターでは、次のとおり介護予防保健指導員（会計年度任用職員）を募集します。

1 採用予定人数 1人（管理栄養士）

2 業務内容

- (1) 介護予防に関する健康教育・健康相談・訪問指導
- (2) 健康課題のある高齢者に対する個別的支援
- (3) フレイル予防の普及啓発など通いの場等への積極的な支援
- (4) 他の関係機関及び医療機関等との連携業務
- (5) 上記のほか高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施に関する業務
- (6) その他所属長が指示する業務

3 任用期間

採用日から令和7年3月31日まで

※採用から1か月は条件付き採用期間です。

※年度を超えての更新はありませんが、任期ごとに面接や従前の勤務実績に基づく客観的な能力実証を行ったうえで、再度任用されることがあります。

4 勤務場所

鹿児島市山下町11番1号

東部保健センター

5 勤務時間等

1日の勤務時間及び休憩時間は、次表のとおりです。

週5日勤務で、具体的割り振りは所属長があらかじめ指定します。

※勤務を要しない日は土曜日、日曜日、祝日、12月29日から翌年1月3日まで

	勤務時間	休憩時間
A	午前8時30分から午後4時15分まで	正午から午後1時まで 又は 午後1時から午後2時まで
B	午前9時から午後4時45分まで	
C	午前9時30分から午後5時15分まで	

6 報酬等

報酬額は、鹿児島市会計年度任用職員の給与等に関する条例に基づき、実務経験や職責等を考慮の上、決定します。

報酬額は、月額182,600円～205,100円となります。

※その他、期末手当、通勤手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

※関係条例、規則等が改正された場合は、変更される場合があります。

7 休暇等

年次有給休暇等

8 社会保険等

厚生年金保険、地方公務員共済（短期給付（健康保険）・福祉事業）、雇用保険及び労働者災害補償保険に加入します。

9 服務

地方公務員法に規定する服務に関する規定（守秘義務、信用失墜行為の禁止、職務専念義務、政治的行為の制限など）が適用されるとともに、非違行為等があった場合には懲戒処分の対象となります。

10 応募資格

応募資格は、次の要件を満たすものとします。

- (1) 管理栄養士の免許を有する者
- (2) 簡単なパソコン操作（ワード、エクセルを使った入力作業）ができる者
- (3) 次のいずれにも該当しない者

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 鹿児島市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過していない者

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

11 選考方法等

(1) 選考は、書類審査及び面接により行います（面接の実施日時等は、後日連絡します。）。

(2) 選考結果

合否の結果は、文書で本人に通知します。

(3) 選考結果の提供

選考結果については、個人情報の保護に関する法律第69条第2項第1号の規定により、口頭で提供を申し出ることができます。

提供ができる人	提供内容	提供期間	提供場所
不合格者	総合得点、合格最低点 及び順位	合否の通知日から起算 して1か月間	東部保健センター

申出をする場合は、必ず受験者本人（代理は認めません。）が、本人であることを証明する書類（マイナンバーカード、運転免許証等）を持参し、東部保健センターへ直接お越しください。電話、郵送等による申出では提供できません。

受付時間は、提供期間内の午前8時30分から午後5時15分までです。ただし、土曜日、日曜日及び休日は受け付けておりません。

1 2 申込方法等

介護予防保健指導員応募申込書は、鹿児島市東部保健センターで交付します。また、鹿児島市ホームページ（<https://www.city.kagoshima.lg.jp/>）からダウンロードすることもできます。

(1) 書類の提出先

〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市東部保健センター

電話 099-216-1310

※郵送で提出するときは、表に「申込書在中」と朱書きしてください。

(2) 提出する書類

ア 申込書（写真添付、職歴・志望動機を明記してください。）

イ 管理栄養士の免許証（写し）

(3) 受付期間及び受付時間

令和7年1月15日（水）から採用予定人数に達するまで

午前8時30分から午後5時15分までです。ただし、土曜日、日曜日及び休日は受け付けておりません。

(4) その他

提出された書類は、合否結果にかかわらず返却しません。